



土壌汚染の徹底した
真相究明を！

栗原直也

問 次期ごみ処理施設用地の土壌汚染を招いた最大の要因は、民間の窪地埋立て工事を公共事業とし、特定事業の適用除外とした事にある。なぜ市は公共用地の埋立てとの理由で民間業者の実施する窪地埋立て工事を公共事業としたのか、なぜ市は特定事業適用除外の対象とする事で搬入残土の安全性に対するチェック機能が働かない仕組みとさせたのか、本当に隣接地主や埋立て請負者は残土埋立てによる利益を得ていなかったのか、それらの疑問が解明されない限り、その責任を追究するのは困難と思われる。市長の土壌汚染に対する責任は極めて重いものと考えるが、自治体の長として市長の考えを伺う。

答 土壌汚染の原因については、窪地解消工事にあたって、土質に十分配慮し、適正な土砂の搬入を行わなかったためと考えていることから、土地交換契約書に基づき、適正に契約を履行させることが重要と考えている。大変困難な道のみではあるが、この問題の解決に向けて、最大限の努力を行っていく。そして、吉岡区の皆様に安心していただけるよう、土壌汚染対策法に基づき、調査及び汚染土壌の対策を確実に施し、次期ごみ処理施設を建設することが、市長としての責任と考えている。

2019年(令和元年)12月23日(月)

享月

日

業

日

汚染残土賠償提訴案が可決

四街道市議会 都市環境委の判断覆す

土壌汚染された四街道市の新ごみ処理施設建設予定地で安全性が担保されていない大量の建設残土が持ち込まれた問題で、市議会本会議は17日、搬入業者らに残土の撤去費用約20億円などの損害賠償を求めて千葉地裁に提訴する議案を賛成多数で可決した。賛否が割れ、先月、議案を否決した都市環境委員会の判断を覆す結果となった。

市有地に搬入されていた。市は工事現場をパトロールで監視していたと説明。一方でこの工事を、適正に残土が埋め立てられるよう定められた市残土条例の適用除外にしていた。

工事は市が実施主体で、県内外約40件の工事現場から残土が運び込まれた。その後、予定地の土壌から環境基準の6倍超の有害物質フッ素を検出。市が発生元証明書で確認した量より約4万7千立方メートルの残土が

議案は余分な残土撤去費約20億円や弁護士費用約1億円などの支払いを搬入業者4社に求めて提訴する内容。賛否は割れ、大谷順子議員(市民ネットワーク)が「撤去費の積算根拠を市が十分説明せず妥当か判断できない」、栗原直也議員(無党派)が「4社の支払い能力は極めて低いと見込まれ、賠償請求の実現は極めて困難。訴訟でさらに市民負担が増える」と反対を

訴えた。賛成の成田芳律議員(新清)は「来年1月6日には時効を迎える。市の責任を含めてうみを出す必要がある」と述べた。

議案は賛成10、反対8で可決。その後、「十分な工事管理をせずに土壌汚染と余分な土砂搬入を招いた」として佐渡斉市長の不信任決議案が提案されたが、賛成少数で否決された。

汚染問題で、新ごみ処理施設の稼働は、予定されていた2021年10月より3年ほど遅れる見通しだ。

(上田雅文)

四街道市議会は17日、台風15号による農家支援事業などで約5億2千万円を追加する一般会計補正予算案など計17議案を可決、承認して閉会した。議員提案された、議員定数を2減の20にする条例改正案は可決された。来年2月16日告示、同23日投票の市議選から実施される。